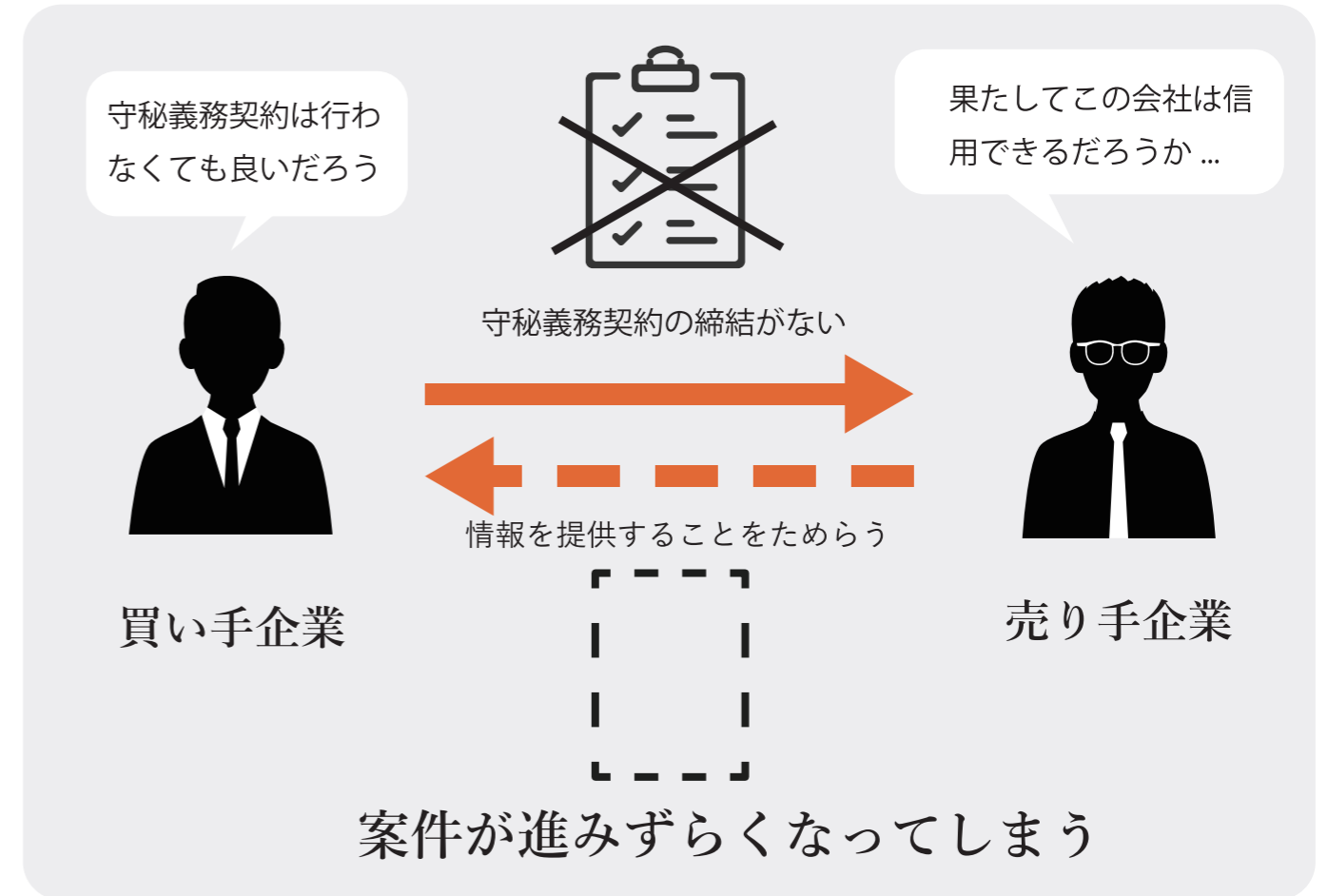
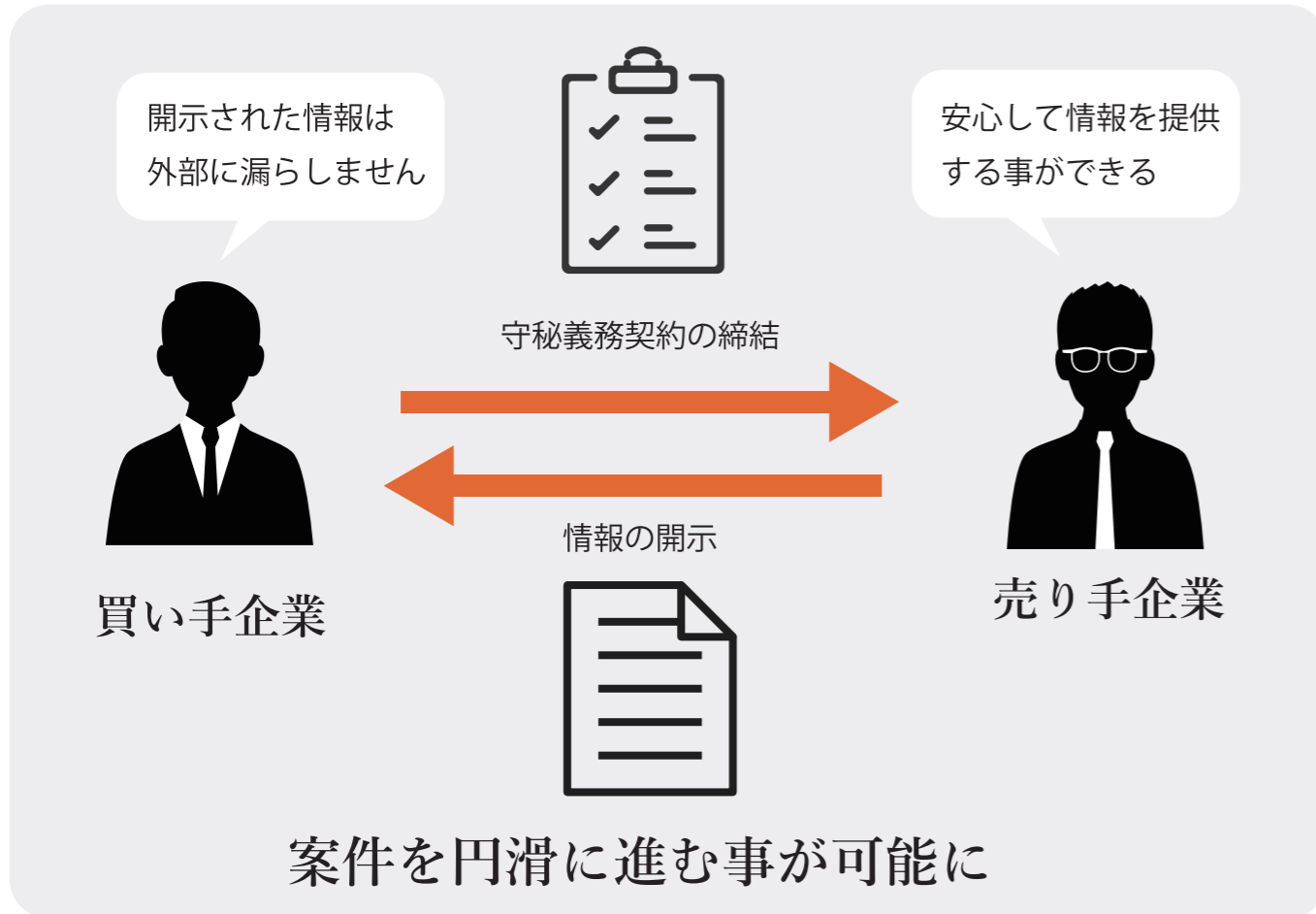


全ての情報は開示すべき？ 守秘義務契約について

売り手の情報を開示してもらうために**必要な守秘義務契約（秘密保持契約）**。
売り手と買い手の立場、すべての情報を開示する必要があるかを正しく理解しましょう。



守秘義務契約とは？

守秘義務契約は**取引などに対して得た情報を第三者に漏洩したり、取引以外の目的で利用を禁じるための契約**です。

M&Aにおける守秘義務契約では開示された情報を外部に漏洩しないことを明記することで売り手企業は買い手企業に対して安心して情報を提供する事ができます。

一方、守秘義務契約がないと売り手企業にとっては情報を開示する事がリスクとなり案件が進づらくなってしまいます。また、競合他社である場合、M&A特有の顧客勧誘や従業員勧誘禁止の規定があります。

全ての情報を開示するのか

M&Aにおける守秘義務契約は売り手が開示するイメージですが、双方が情報を開示する場合もあります。この契約で**全ての情報をお互いが開示する義務はありません**。そのため、買い手は全ての情報が開示されないことを念頭に価格算定を行い**正しくリスクを把握する事**が必要です。また、必要な情報は何かDDの前に明確にしましょう。(売り手は可能な限り情報開示し、DDに協力する義務はあり)一方、売り手側はセラーズDDなどを通して少しでも**高く売るための準備**を行い情報を提供することが重要です。

